

カーポート転倒保証書

様

工事名称

工事場所

お引渡日 年 月 日

保証期間 お引渡日より3年間

保証登録番号 NO.

発行日 年 月 日

株式会社 LIXILビバ

保証約款

第1条(保証の対象)

表面記載の発注者様(以下甲という)に引き渡したカーポートの工事(以下リフォーム工事という)に対し株式会社LIXILビバ(以下乙という)は本約款にもとづいて保証を行います。
但し、カーポートが施工された建物に継続して6ヶ月以上居住しなくなった場合は、乙による保証の対象から除かれるものとします。

第2条(保証の期間)

保証の期間は、表面記載のお引渡日より3年間とします。

第3条(保証の適用)

甲はカーポート転倒により修繕費用及び修復費用が発生する場合は、修繕及び修復前にすみやかに乙に通知するものとします。
乙は甲からこの通知が行われた場合で、保証期間に発生したカーポート転倒であり、乙による保証対象であることを乙が認めた場合に限りその補修の責を負います。

第4条(補修の内容)

- 乙が行う補修とは、建物及びカーポートそれぞれの引渡し時の設計、仕様、材質等に従って正常な状態に回復するための補修、取替等の工事をいいます。
- 前項の工事の対象には、事故の原因となった保証対象部分の他、この事故により生じた建物の被害部分を含みます。
- 前2項の規定にかかわらず、補修が著しく困難な場合または、被害の程度に比べて補修に過大な費用がかかる場合に、相当な金銭支払いによってこれに代えることができるものとします。

第5条(保証免責事由)

乙は事故が次の事由によって生じた場合は、補修の責を負いません。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、竜巻、暴風雨、集中豪雨、豪雪、落雷等の天災及び火災、爆発、暴動等の不可抗力。
- (2) 地滑り、崖崩れ、断層、地割れ及び、敷地の周辺にわたる地盤、地形の変動、沈下、その他予期できない自然、周辺環境の変化。
- (3) 近隣の土木、建築工事等の影響によるもの。
- (4) 周辺の公害現象及び塩害に起因するもの。
- (5) 引渡し後、乙以外のものが行った増改築工事、補修工事によるもの。
- (6) 甲の著しく不適切な維持管理、または通常予測される使用状態と著しく異なる使用。
- (7) 契約当時実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた事故。
- (8) 甲の指示に対し乙がその不適当なことを指摘したにもかかわらず、甲が採用させた設計、施工方法等が原因で直接、間接的に生じた事故。
- (9) 補助柱を使用するカーポートの施工方法の場合で、積雪時に補助柱を使用せずに倒壊した場合。
- (10) 屋根材等が強風、落雪により外れたり、飛んだりした場合

第6条(保証を受けるための維持管理)

甲は保証を受ける条件として、カーポートの適切な維持管理を行うこととする。

第7条(保証の継承)

保証期間中に建物を第三者に譲渡される場合は、乙担当店に、この保証書をお持ち下さい。
残りの保証期間に限り、譲受人に対して保証を継承致します。
なお、変更手続きがなされていない場合の保証は無効となり、譲受人からの申し出によって行う補修は全て有償となりますのでご注意ください。

●保証手続き

1. 瑕疵を確認されたときは、速やかに乙担当店へお申し出下さい。
2. お申し出に基づき係員が点検を行いますので、カーポート転倒保証書をご提示下さい。
この保証書のない場合は、補修が有償になることもございます。
3. 点検の結果、瑕疵と認めた事項については乙が無償にて補修致します。
ただし、それ以外のものについては有償となります。
4. 施工の完了時には、両者立ち会いの上検査を行い、所定の用紙に検査済印をお受け致します。

●注意事項

1. この保証書を万一紛失された場合、再発行はできませんので大切に保管下さい。
2. 保証期間経過後の補修は有償になります。

LIXILビバ(乙)担当店

○店印のないものは無効となりますのでご注意ください。